⑶　Subject matter of the contract : Construction Work of the Disaster prevention system at Yokohama Circular Northern Route
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 13 November 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 00 A.M. 16 January 2014 (Tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M. 15 January 2014) (Note that this may be subject to change)
⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and General Affairs Group, Kanagawa Construction Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―2―4, Shinkoyasu, Kanagawa-ku, Yokohama-shi 221―0013, TEL 045―439―0706

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 25 年 10 月９日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　高速横浜環状北線トンネル消火設備工事
⑶　工事場所　神奈川県横浜市神奈川区子安台一丁目他
⑷　工事内容　下記の新設工事
①　泡消火設備　泡消火ポンプ、泡消火栓、配管等　一式
②　水噴霧設備　水噴霧ポンプ、自動弁装置、放水ノズル、配管等　一式
③　ダクト冷却設備　ダクト冷却ポンプ、自動弁装置、放水ノズル、配管等　一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年３月10日まで
⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の試行対象工事である。
②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、形状、寸法、材質、系統及び設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。

2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における「機械器具設置工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受けた単体又は２者で構成された共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「機械器具設置工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受けた単体又は２者で構成された共同企業体であること。
⑶　平成15年度以降に、以下に掲げるいずれかに該当する工事の完工実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
・道路トンネルの消火栓設備の試験調整を伴う新設又は改修工事
・道路トンネルの水噴霧設備の試験調整を伴う新設又は改修工事
⑷　現場代理人及び以下に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、三者を総称して「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。調査等現場着手は、平成26年３月１日（土）を予定している。
①　主任技術者及び監理技術者は、ア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項に規定する技術者のうち、機械器具設置工事業又は消防施設工事業に係わる技術者で、かつ、２年以上指導監督的な実務の経験を有する者
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」とする者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者
ウ　イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証（機械器具設置工事又は消防施設工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成15年度以降に現場技術者として、以下に掲げるいずれかに該当する工事の完工実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
・道路トンネルの消火栓設備の試験調整を伴う新設又は改修工事
・道路トンネルの水噴霧設備の試験調整を伴う新設又は改修工事
⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑺　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。
①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。
④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。
⑼　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。
⑽　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成23年度及び平成24年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

3　技術提案書に関する事項
⑴　技術提案書の作成　技術提案書の作成に当たっては、「入札説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「入札説明書」に示す様式により作成すること。なお、技術提案書（３⑵の最終技術提案書を含む。）は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における構造及び施工方法として適正であるものとする。